

## 「山口県特別支援教育推進計画(素案)」に対する意見の募集結果について

「山口県特別支援教育推進計画(素案)」に対して県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方、及びこの度作成した「山口県特別支援教育推進計画」を公表します。

### 1 公表する資料

「山口県特別支援教育推進計画」

### 2 御提出していただいた意見とこれに対する県の考え方

(1) 意見募集期間 平成30年8月31日(金)から平成30年10月1日(月)

(2) 意見の件数 8名 43件

(3) 意見の内容と県の考え方 ※ 意見が同様の主旨の場合は、まとめています。

意見の要旨	意見に対する県の考え方
<b>1 総合支援学校における教育の充実(14件)</b>	
○ 5障害対応の「総合支援学校」の在り方を検証し、また人員配置や施設等を充実させる必要がある。	○ 総合支援学校は、障害の状態や程度の異なる児童生徒が、地域の学校で互いのよさを認めながら学ぶことを目指しております。(計画に追加しました。) また、人員配置や施設等については関係課と連携を図りながら計画的に進めているところです。
○ 特別支援学校教諭免許取得率の向上と併せて、本務教員の任用比率を高めることが必要である。	○ 免許法認定講習を継続的に開催としています。また、教員配置等については、関係課と連携を図りながら進めています。
○ 校外学習への看護師の複数同行など、医療的ケアに対応できる看護師の増員が必要である。	○ 校外学習に同行する看護師の役割の明確化を含め、学校と保護者、医療、福祉と連携して安全・安心な体制づくりに努めることとしています。
○ 児童生徒数の少ない障害種(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育)の教員の専門性の向上・継承が必要である。	○ 教員の授業力、専門性の向上・継承については、関係機関等と連携し、効果的な研修等を検討することとしております。(計画に追加しました。)
○ 「きらめき検定」に必要な備品や施設の整備が必要である。	○ 担当校や担当者会議等の意見を踏まえながら、具体的な整備等を計画的に進めているところです。
○ キャリア教育の視点に、「社会貢献や社会参加」を加える必要である。	○ 社会への接続の視点を踏まえ、活動の幅を広げるキャリア教育を早期から取り組むこととしています。
○ 就労を押し付けるのではなく、生徒の主体性を尊重したキャリア教育の推進が必要である。	○ 引き続き、障害のある全ての児童生徒のニーズに応じたキャリア教育を推進していきます。
○ 肢体不自由の児童生徒のためのバリアフリー型トイレの増設が必要である。	○ 各学校の状況等を踏まえ、関係課と連携を図りながら計画的に整備を進めています。
○ 通学バスについて、片道1時間以上のルート解消のため増便やバリアフリーバスや添乗員の増員等が必要である。	○ 学校と連携を図り、保護者の協力を得ながら通学バスの計画的な整備を進めることとしています。

意見の要旨	意見に対する県の考え方
<b>2 高等学校等における特別支援教育の充実（５件）</b>	
○ 高等学校等には、教育における様々な障害等をワンストップで受け止めて支援する体制が必要である。	○ 中学校からの確実な引継ぎ、特別支援教育センターや医療・福祉・労働等の関係機関との一層の連携を図りながら、全校による支援体制の構築を目指します。
○ 高等学校の「通級による指導」の対応のため、教員定数や予算措置等を国に求める必要がある。	○ 国の動向等に注視しながら高等学校等における通級による指導の体制整備に努めているところです。
<b>3 小・中学校における特別支援教育の充実（１２件）</b>	
○ 小・中学校における特別支援教育の充実のためには、研修会、マニュアル作成、支援体制の強化など、県教委からの助言・支援が必要である。	○ 県教育委員会作成のガイドブックの活用を通して専門性の向上を図るとともに、市町教育委員会と連携し、地域の特色や課題に応じた障害のある児童生徒への指導や支援体制の整備・充実に努めることとしています。
○ 障害のある児童生徒への指導・支援の取組と学力向上の取組を同時並行で行うことが、全職員の理解促進に繋がるはずである。	○ ふれあい教育センターや学力向上推進教員等と連携して好事例の普及を図るとともに、理解促進に努めることとしています。
○ 県が、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室の課題を整理し、教員や支援員の配置等の整備に努める必要がある。	○ 引き続き、市町教育委員会による計画的な設置と、県教育委員会による市町教育委員会への適切な助言等に努めることとしています。
<b>4 早期からの切れ目ない支援体制の充実（４件）</b>	
○ 市町の保健、福祉等の先導による早期(就学前)の支援体制と学校との連携の充実が必要である。	○ 県や各市町の医療、保健、福祉等の主管課と協働した支援体制の在り方について検討を進めることとしています。
○ 「個別の教育支援計画」等による情報の引継ぎ、入試や採用試験等で生かされるような制度設計を求める。	○ 引き続き、関係機関等と連携し、障害者差別解消法の法律を踏まえた対応を求めていきます。
○ 早期離職や再就職等のアフターケアのために、労働関係機関から専任のスタッフを委嘱するなど対策等が必要である。	○ 関係部局や労働関係機関、進路先と連携した取組を進めることとしています。
<b>5 特別支援教育を推進する体制の充実（８件）</b>	
○ 全校体制で特別支援教育を推進していくために、研修を通して管理職の正しい理解とリーダーシップの育成が必要である。	○ 新任管理職研修会や各種会議において、適宜、特別支援教育の現状や課題等の共有を一層進めるなど、管理職のリーダーシップの育成を図ることとしています。
○ 学校現場の多忙化や長時間過密労働の解消の観点からも、計画書の作成は最低限必要な記述に絞るなどが必要である。	○ 作成・活用の現状と課題、様式や引継ぎの在り方等を整理し、作成指導資料の改訂を図ることとしています。
○ 総合支援学校のコミュニティ・スクールの導入が多忙化や負担増につながらないように努める必要がある。	○ 総合支援学校と地域の効果的、継続的な協働活動の活性化を図るとともに、小・中学校及び高等学校等のコミュニティ・スクールと連携した効果的な取組を進めることとしています。
○ 高等学校のコミュニティ・スクールの取組みにおいて、地域に向け、障害等の理解促進、相談支援や協働活動など図る必要がある。	○ 関係課と連携しながら地域への障害及び障害児・者の理解を促進するとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組を進め、共生社会の実現を目指していきます。